

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び令和 7 年度 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

以下に該当する工事・業務委託等の受注者は、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び令和 7 年度設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置を請求できるものとする。

1. 対象工事・業務委託等

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事・業務委託等のうち、令和 6 年度公共工事設計労務単価及び令和 6 年度設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算しているものとする。

2. 措置内容

令和 7 年 3 月から適用する新労務単価の決定に伴い、上記に該当する工事・業務委託等の受注者は、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額・業務委託料の変更の協議を請求することができる。

3. 請負代金額・業務委託料の変更

変更後の請負代金額・業務委託料については、当初契約時点の賃金・物価により積算された予定価格に落札率を乗じて算出するものとする。

【 甲 賀 市 】